

掲載・更新年月日:  
金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

2023年6月30日

金融事業者の名称		浜松磐田信用金庫		
■取組方針掲載ページのURL :		<a href="https://hamamatsu-iwata.jp/guide/fiduciary.html">https://hamamatsu-iwata.jp/guide/fiduciary.html</a>		
■取組状況掲載ページのURL :		<a href="https://hamamatsu-iwata.jp/docs/2022_yume_oikaze_sengen.pdf">https://hamamatsu-iwata.jp/docs/2022_yume_oikaze_sengen.pdf</a>		
原則		実施・不実施 ※6	取組方針の該当箇所 ※6	取組状況の該当箇所 ※6
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】  金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定めているべきである。		実施  ・経営理念 ・夢に追いかぜ宣言 ・夢に追いかぜ宣言1、1-1、1-2 P2~14	実施  ・経営理念 ・夢に追いかぜ宣言 ・夢に追いかぜ宣言1、1-1、1-2 P2~14
	(注)	実施  ・経営理念 ・夢に追いかぜ宣言 ・夢に追いかぜ宣言1、1-1、1-2 ・従業員に対する適切な動機付けの枠組み等 P24	実施  ・経営理念 ・夢に追いかぜ宣言 ・夢に追いかぜ宣言1、1-1、1-2 ・従業員に対する適切な動機付けの枠組み等 P24	
原則 3	【利益相反の適切な管理】  金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施  ・利益相反の適切な管理	実施  ・利益相反の適切な管理 P37
	(注)	実施  ・利益相反の適切な管理	実施  ・利益相反の適切な管理 P37	
原則 4	【手数料等の明確化】  金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施  ・夢に追いかぜ宣言2-2	実施  ・夢に追いかぜ宣言2-2 P18
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】  金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施  ・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2	実施  ・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2 P15~18
	(注1)	実施  ・夢に追いかぜ宣言2-2 ・利益相反の適切な管理	実施  ・夢に追いかぜ宣言2-2 P17~18 ・利益相反の適切な管理 P37	
	(注2)	実施  ・パッケージ商品について	実施  ・パッケージ商品について P20	
	(注3)	実施  ・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2、2-3	実施  ・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2、2-3 P15~19	
	(注4)	実施  ・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2、2-3 ・商品販売後の検証実施内容	実施  ・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2、2-3、 ・商品販売後の検証実施内容 P15~20	
	(注5)	実施  ・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2、2-3 ・商品販売後の検証実施内容	実施  ・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2、2-3 ・商品販売後の検証実施内容 P15~20	

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		浜松磐田信用金庫		
■取組方針掲載ページのURL :		<a href="https://hamamatsu-iwata.jp/guide/fiduciary.html">https://hamamatsu-iwata.jp/guide/fiduciary.html</a>		
■取組状況掲載ページのURL :		<a href="https://hamamatsu-iwata.jp/docs/2022_yume_oikaze_sengen.pdf">https://hamamatsu-iwata.jp/docs/2022_yume_oikaze_sengen.pdf</a>		
原 則		実施・不実施 ※6	取組方針の該当箇所 ※6	取組状況の該当箇所 ※6
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】  金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取り目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	・夢に追いかぜ宣言1、1-1、1-2 ・夢に追いかぜ宣言3、3-1、3-2 ・従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	・夢に追いかぜ宣言1、1-1、1-2 P5～14 ・夢に追いかぜ宣言3、3-1、3-2、 ・従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 P22～24
	(注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	・夢に追いかぜ宣言1、1-1、1-2 ・夢に追いかぜ宣言2-2、2-3 ・商品販売後の検証実施内容	・夢に追いかぜ宣言1、1-1,1-2 P5～14 ・夢に追いかぜ宣言2-2、2-3 ・商品販売後の検証実施内容 P17～20
	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	・パッケージ商品について	・パッケージ商品について P20
	(注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	・商品の組成について	・商品の組成について P37
	(注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	・金融商品販売後の検証実施内容 ・金融商品説明マニュアルにおける高齢者取引ルールの設定状況 ・高齢のお客さまへの勧誘・販売ルールの運用状況のモニタリング	・金融商品販売後の検証実施内容 ・金融商品説明マニュアルにおける高齢者取引ルールの設定状況 ・高齢のお客さまへの勧誘・販売ルールの運用状況のモニタリング P20～21
	(注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2、2-3 ・金融商品販売後の検証実施内容 ・金融商品説明マニュアルにおける高齢者取引ルールの設定状況 ・高齢のお客さまへの勧誘・販売ルールの運用状況のモニタリング	・夢に追いかぜ宣言2、2-1、2-2、2-3 ・金融商品販売後の検証実施内容 ・金融商品説明マニュアルにおける高齢者取引ルールの設定状況 ・高齢のお客さまへの勧誘・販売ルールの運用状況のモニタリング P15～21
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】  金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	・従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	・従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 P24
	(注) 金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	・従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 P24

## 【照会先】

部署	営業統括部 営業企画課
連絡先	電話番号:053-450-3256 メールアドレス:hisb2601@hamamatsu-iwata.jp